



江戸時代、集落の周囲に広がる野は、採草地として利用されていましたが、未墾の地でもあり、常に開発が試みられる場所でもありました。この展示では、現在の千葉市から四街道市にかけて広がっていた「六方野」を例に、野の変化を見ていきます。

■村と野の境界

台地を刻み込む谷田(やつだ)を中心に開けていった江戸時代の千葉周辺の集落では、もともと隣村との境界を線として認識することはあまりなく、集落と耕地の周囲に広がっている野や山全体を境として、ゆるやかに隣村と接している状態でした。

江戸時代以降、耕地開発が盛んになると、開発地の帰属をめぐる隣村との対立も目立ってきます。17世紀後半には村境争論が頻発し、線としての村境はこれらの争論を解決する過程で確立していきました。

その中で一つ問題となったのが「野」の存在です。各村は生活に必要な野をできる限り自村に取り込もうとしますが、複数の村が共同で利用している野もあり、こうした野は特定の村域に入れることはできず、結果的に入会野(いりあいの)として残されることとなります。このように、野は一村限りで利用する「内野」と複数の村が共同で利用する「村々入会野」に分かれていきます。

今回対象とする六方野も周辺の村々が共同で利用していた村々入会野でした。

■入会秣場としての利用

六方野はもともと宇那谷・園生・和良比・小名木の四か村が野元村となり、幕府に上納金を払うことで利

用を許可されていた入会野でした。

六方野を利用していたのは野元の4ヶ村に加えて、検見川・稲毛・畑・天戸・犢橋・東寺山・殿台・小中台・花島・柏井・房辺田村(長作村内)の11か村(後に柏井村と花島村がぬけ13か村入会となる)でした。上納金は村高に応じて、各村々に割り当てられ、野元村がまとめて幕府に上納する仕組みでした。長沼新田成立後の寛政10年(1798)の記録によれば、永38貫余(永は計算上の通貨で永1貫=金1両)を1年間に六方野の野銭として上納していたことがわかります。

複数の村での共同利用である以上、そこには刈り取りの期間や量などに関する詳細な決まり事があったり、立ち木の伐採・抜き取りや毎年の野焼きの時期などを定めるなど、自然のまま放置すれば次第に雑木林となってしまう野を良好な草地として保全するための規定が設けられる場合もありますが、六方野に関してはそうした利用規定に関する史料は今のところ見つかりません。

■野が開発され新田村に

江戸時代、幕府や大名は積極的に新田開発を奨励しました。各地の湖や干潟を埋め立てたり、内陸部の丘陵地帯も次第に開発され、採草地として利用されていた原野も開発の対象となりました。今も各地に残る「～新田」の地名はほとんどが江戸時代以降に開発された場所であることを示しています。

新田には、開発による耕地が従来の村高に加算される「切添新田(持添新田)」と、耕地によって新しい村(新田村)が設定される「村立新田」がありました。規模としては、前者がほぼ江戸時代の全期を通じて行われた比較的小規模なもの、後者は特定の時期に集中して行われた大規模のものでした。

六方野からは、江戸時代に3つの新田村が成立しています。まず、寛文12年(1672)に西側半分の開発(江戸町人による請負)が許可され、後に長沼新田となりました。その後、寛政年間(1789-1801)以降、東部と北部の開発が行われ、後に東部が川野辺新田に、北部が小深新田となっています。

しかし、野を開発して成立した新田はもともと田にできる部分が少なく、決して開発の条件の良い場所ではなかったことが土地の構成などからもわかります。

■開発にともなう争い

原野である六方野から成立した長沼新田にはほとんど田がありませんでした。そうしたなかで長沼池周辺は、わずかに田を開発できる場所であったと思われまます。この場所は長沼新田や他村から再三にわたり開発願いが出されますが、池の水を自村の田の水源としていた宇那谷村では、水不足に陥る恐れがあるとして開発に反対しました。当初は宇那谷村の主張が認められて許可されませんでした。天明期になると池の南半分の開発が許可されます。しかし、人手不足や代官の交代など様々な理由により開発は進みませんでした。

天保5年(1834)になると長沼新田で再び開発しようとする気運が生まれ、これを受けて宇那谷村と長沼新田の間で開発にともなう取り決めが結ばれ、開発に取り掛かることとなります。しかし翌年になって宇那谷村の小前(村役人ではない百姓)たちが両村の合意は村役人たちの馴れ合いによるものであると訴訟を起こし争論となります。この件はその後示談となりますが、その際、再度両村の合意が確認されています。

このように新規の開発を進めたい長沼新田と自村の田を守るために水源を確保したい宇那谷村との利害が対立していましたが、数度に及ぶ争論を経てようやく両者が納得する結論に至ったことがわかります。

■牧に続く野

六方野は幕府が軍馬の放牧地として設置していた小金牧(下野牧)に近接していました。現在残されている小金牧を描いた絵図には、六方野も合わせて描かれているものも見られます。当時、六方野は牧に付属した野として認識されていたのかもしれませんが。

嘉永2年3月に、将軍家慶は小金牧(中野・下野牧)において大規模な鹿狩(ししがり)を行いました。鹿・猪・兎等を狩る鹿狩は将軍の娯楽としてだけでなく、軍事演習等の目的もあったといわれています。江戸時代には将軍の鹿狩が小金原で何度か行われおり、大きなもので4回ほど行われています。最後の実施となった嘉永期には、牧内に猪鹿などの獲物が少なくなっていたことから、大量の勢子(せこ)人足を動員し、房総半島各地や常陸国などから数日かけて獲物を追い込んだと言われています。一方、牧内で放牧されている馬が邪魔になるため一時的に隣接する六方野に移すこととなりました。

馬を移すためには馬が通れるように道を造成することが必要であり、六方野周辺の村々にはそのための普請が命じられました。各村が行った作業や必要な人数が書き上げられた史料が残されています。

■軍用地になる六方野

六方野は、明治になってからもしばらくは入会地のまま存続します。明治2年(1869)、入会村々は今後開発の手が伸び、秣場が不足することを恐れて野を高請け(検地帳に登録し年貢を納める土地にすること)することを願い出ることとし、入会村々で相互に議定を結んでいます。

明治5年(1872)に兵部省から改称した陸軍省は各隊の演習地を探していましたが、各地を調べた結果六方野が好適地であるということになり、御用地として引き渡すことを求めました。入会利用していた村々は印旛県庁に呼び出され、その旨を伝えられます。

一旦は各村に戻って相談した村々は、引き渡しには同意しますが、演習日以外であればこれまで通り採草ができることや、宇那谷村田地の水源として敷地内の用水路を維持管理できることを願い出て、認められています。軍用地となって以降も実質的には近世以来の入会野としての利用が続いていたことがわかります。

<参考文献>

- ・千葉市史 近世近代編(1974年、千葉市)
- ・千葉市史史料編2 近世(1977年、千葉市)
- ・千葉市史史料編9 近世(2004年、千葉市)
- ・絵にみる図でよむ千葉市図誌上・下巻(1993年、千葉市)